

名古屋市立大学高等教育研究発行要綱

（目的）

第1条 この要綱は、名古屋市立大学高等教育院が発行する紀要（以下「本紀要」という。）の編集・刊行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 本紀要の和文名称及び英文名称は以下のとおりとする。

和文名称 「名古屋市立大学高等教育研究」

英文名称 「Nagoya City University Journal of Higher Education」

（発行）

第3条 本紀要は、原則として年1回刊行する。

（編集委員会）

第4条 本紀要の編集を統括するため、名古屋市立大学高等教育研究編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営等については別に定める。

（投稿）

第5条 本紀要の投稿に関しては別に定める。

（要綱の改廃）

第6条 本要綱の改廃は名古屋市立大学高等教育院運営会議において行う。

附 則

この要綱は、令和7年11月14日から施行し、令和7年10月8日から適用する。